

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (55) (略) (56) 役員 の 状況 a ~ g (略) h 役員が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下このh及び(57)のaの(d)において同じ。))に該当する社外取締役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)なお書きを除き、以下同じ。)又は社外監査役(社外役員に該当する社外監査役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)を除き、以下同じ。))に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>(57) コーポレート・ガバナンスの状況 a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) <u>社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> 当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合は、その旨)及び当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略) b ~ h (略) (58) ~ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (55) (略) (56) 役員 の 状況 a ~ g (略) (新設)</p> <p>(57) コーポレート・ガバナンスの状況 a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) <u>提出会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。))に該当する社外取締役をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。)</u>及び社外監査役(社外役員に該当する社外監査役をいう。以下この(c)及び(d)において同じ。)の員数並びに社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割(当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。)並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略) b ~ h (略) (58) ~ (87) (略)</p>

